

北区「中学生生徒会会議」に関する活動助成金交付要綱

(趣旨・目的)

第1条 この要綱は、神戸市北区において中学生生徒会会議による地域社会への貢献活動に要する経費について、活動助成金（以下「助成金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(助成対象団体)

第2条 助成の対象となる団体（以下「団体」という。）は、次の各号に掲げる団体とする。

- (1) 神戸市立山田中学校、神戸市立広陵中学校、神戸市立桜の宮中学校、神戸市立小部中学校、神戸市立大原中学校、神戸市立鈴蘭台中学校、神戸市立星和台中学校、神戸市立鶴台中学校の生徒会で構成された神戸市北区南8中学校生徒会（以下「北区南生徒会」という。）
- (2) 神戸市立有馬中学校、神戸市立有野中学校、神戸市立有野北中学校、神戸市立唐櫃中学校、神戸市立大池中学校、神戸市立北神戸中学校、神戸市立八多中学校、神戸市立大沢中学校、神戸市立淡河中学校の生徒会で構成された神戸市北神9中学校生徒会（以下「北神生徒会」という。）

(助成金の交付対象及び助成金額)

第3条 助成金の交付対象は、北区南生徒会や北神生徒会が実施する地域貢献活動（以下「助成対象活動」という。）で、助成対象経費は次の各号に掲げるものとする。

- (1) 活動に必要な備品・消耗品等の購入費用
- (2) パンフレット・チラシ等の印刷、発送等に要する費用
- (3) 活動の記録に要する費用
- (4) 会場使用料、機材等のレンタル費用
- (5) 会場設営費用
- (6) 保険料
- (7) 講師やアドバイザーへの謝礼金
- (8) 講師や活動スタッフの交通費
- (9) その他活動に必要な費用のうち、第三者に対して支払われる費用

2 神戸市北区長（以下「区長」という。）は、前項の助成対象活動に対し、助成対象経費の範囲内かつ予算の範囲内で助成金を交付することができる。

(助成金の交付申請)

第4条 助成金の交付を受けようとする者は、原則として助成対象活動を開始する概ね30日前までに助成金交付申請書（様式第1号）、助成対象活動に係る事業計画書（様式第2号）及び収支予算書（様式第3号）を、区長に提出しなければならない。

(助成金の交付決定)

第5条 区長は、交付申請書類等の内容を審査し、当該申請に係る助成金を交付すべき

ものと認めるときは、助成金交付の決定（以下「交付決定」という。）を行うものとする。

2 区長は、交付決定を行う場合において、当該助成金の交付の目的を達成するために必要な条件を附することができる。

3 区長は、助成金の予定額及びこれに附した条件を、助成金交付決定通知書（様式第4号）により、当該助成金の交付を申請した者に通知するものとする。

（助成金の交付）

第6条 前条第3項の通知を受けた者（以下「助成対象団体」という。）は、助成金交付請求書（様式第5号）により助成金を区長に請求することができる。

2 区長は、前項の規定による請求に基づき、助成金を交付するものとする。

（助成対象活動の内容等の変更）

第7条 助成対象団体は、助成対象活動の内容等を変更するときは、あらかじめ計画変更申請書（様式第6号）を区長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、区長が軽微と認めるものについては、この限りではない。

2 区長は、前項に定める計画変更申請書が提出された場合、その適否を判断し、申請団体に計画変更回答書（様式第7号）により変更内容の認否および変更後の交付決定額を通知する。

3 前項の変更後の交付決定額が、前条第2項の規定による助成金の交付額を超える場合は、当該助成対象団体は、当該差額を追加で請求することができる。

4 前条第1項の規定は、前項により助成金の請求をする場合に準用する。この場合において、前条第1項の「前条第3項の通知」は「第7条第2項の通知」と読み替えるものとする。

（助成対象活動の状況報告）

第8条 助成対象団体は、助成対象活動終了前においても区長から対象事業の遂行及び収支の状況の報告を求められたときは、遅滞なく必要な書類を添付して報告しなければならない。

（是正命令）

第9条 区長は、助成対象活動が適切に遂行されていないと認めるときは、助成対象団体に対し、当該助成対象活動を適切に遂行することを求めることができる。

（助成金の額の確定および精算）

第10条 助成対象団体は、助成対象活動終了後速やかに、助成対象活動の実績報告書（様式第8号）、助成対象活動に係る活動概要報告書（様式第9号）、収支決算書（様式第10号）及び区長が必要と認める書類を区長に提出しなければならない。

2 区長は、前項の報告内容を審査して、助成金の金額を確定し助成金交付決定通知書（様式第11号）により助成金の確定額を助成対象団体に通知するものとする。

3 第6条第2項の規定により交付を受けた助成金額が、前項の規定による助成金の確

定額を超える場合は、当該助成対象団体は、当該差額を区長が定める期限までに返還しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第 11 条 区長は、助成対象団体が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した助成金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 助成金の申請に関して虚偽又は不正の事実があったとき。
- (2) 助成金を助成対象活動以外の用途に使用したとき。
- (3) 交付決定に附した条件に違反したとき。
- (4) 第 7 条の規定にある報告を行わず、又は第 9 条の規定にある是正措置を行わなかったとき。
- (5) 全各号に掲げるものの外、この要綱の規定に違反したとき。
- (6) その他区長が助成金を交付するに適しないと認めたとき。

(助成金の経理)

第 12 条 助成対象団体は、助成対象活動に係る収入及び支出の状況を明らかにした帳簿を備え、その経理を助成対象団体の他の経理と明確に区分しなければならない。

- 2 助成対象団体は、前項の帳簿及び助成対象活動を遂行するのに要した費用の支出の証拠となる伝票類を助成金の交付を受けた年度の末日から 5 年間保存しなければならない。
- 3 区長は前 2 項の助成対象活動に係る帳簿、伝票類等を調査することができる。

(事情の変更)

第 13 条 区長は、交付決定後に気象条件等による助成対象活動の中止や天変地変、その他特別の事情が生じた場合は、交付決定の内容若しくはこれに附した条件を変更することができる。

- 2 前項の場合においても、準備等に掛かった費用については助成対象とすることができる。この場合、助成対象団体は第 10 条第 1 項に基づき区長に必要な書類を提出すること。

(補則)

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付等に関して必要な事項は、区長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。